

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成29年12月20日

【会社名】 株式会社三十三フィナンシャルグループ

【英訳名】 San ju San Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡辺 三憲

【本店の所在の場所】 三重県松阪市京町510番地

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社三重銀行
常務執行役員総合企画部長 堀内 浩樹
株式会社第三銀行
取締役総合企画部長 川瀬 和也

【最寄りの連絡場所】 株式会社三重銀行 東京事務所
東京都中央区京橋1丁目1番1号
株式会社第三銀行 東京支店
東京都中央区日本橋1丁目14番7号

【電話番号】 株式会社三重銀行 東京事務所
(03) 3241 - 7015
株式会社第三銀行 東京支店
(03) 3277 - 3311

【事務連絡者氏名】 株式会社三重銀行 東京事務所
常務執行役員東京支店長兼東京事務所長 松本 環
株式会社第三銀行 東京支店
東京支店長兼東京事務所長 中川 幸久

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債（注1）

【届出の対象とした募集金額】 6,989,000,000円（注2）

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注）1．本訂正届出書の対象となる新株予約権付社債に付された新株予約権は、株式会社第三銀行（以下、「第三銀行」といいます。）及び株式会社三重銀行（以下、「三重銀行」といいます。第三銀行及び三重銀行を併せて以下、「両行」といいます。）において平成29年9月15日に開催された両行の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、株主総会への付議）、平成29年12月15日に開催された両行の各臨時株主総会の各特別決議（株式移転計画の承認）並びに同日に開催された第三銀行の普通株式の株主による種類株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）及びA種優先株主による種類株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）に際し、株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に関する第三銀行の新株予約権者に対して第三銀行の新株予約権の代わりに、当該新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の株式会社三十三フィナンシャルグループ（以下、「当社」といいます。）の新株予約権を交付するものであります。また、当社は、株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）について、第三銀行が当該新株予約権付社債の社債権者に対し負担する社債債務を、株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）として承継いたします。

2. 株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）について、第三銀行が当社の成立日の前日の最終の当該新株予約権付社債の社債権者に対し負担する社債債務の金額になります。本訂正届出書提出日において未確定であるため、平成29年9月30日現在の株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の残高を記載しております。なお、届出の対象とした募集金額は、本株式移転に係る株式移転計画に基づき、本株式移転の効力発生日までに株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権の行使があった場合、当該募集金額から当該新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に係る社債の金額が減額されます。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年11月29日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、平成29年12月15日に開催された両行それぞれの臨時株主総会並びに第三銀行の普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会において株式移転計画が承認されたこと並びに平成29年12月20日に両行それぞれの臨時報告書が提出されたことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。また、両行それぞれの臨時株主総会議事録並びに第三銀行の普通株主による種類株主総会に係る株主総会議事録及びA種優先株主による種類株主総会議事録の写しを添付書類として追加いたします。

2【訂正事項】

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

3 組織再編成に係る契約

6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

7 組織再編成に関する手続

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第六部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

（添付書類の追加）

三重銀行の臨時株主総会議事録の写し

第三銀行の臨時株主総会議事録並びに普通株主による種類株主総会議事録及びA種優先株主による種類株主総会議事録の写し

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

3【組織再編成に係る契約】

（訂正前）

（1）組織再編成に係る契約の内容の概要

両行は、両行の株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、平成30年4月2日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両行を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成29年9月15日の両行取締役会において作成いたしました。また、両行は、同日付で、共同株式移転の方法により両行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約書を締結しております。

本株式移転計画に基づき、三重銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、第三銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式0.7株を、それぞれ割当交付いたします。また、第三銀行のA種優先株式1株に対して、当社の第一種優先株式0.7株を割当交付いたします。本株式移転計画においては、平成29年12月15日に開催される予定の三重銀行の臨時株主総会及び同日に開催される予定の第三銀行の臨時株主総会及び種類株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるとしてしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「（2）株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

（2）省略

（訂正後）

（1）組織再編成に係る契約の内容の概要

両行は、両行の株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、平成30年4月2日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両行を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成29年9月15日の両行取締役会において作成いたしました。また、両行は、同日付で、共同株式移転の方法により両行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約書を締結しております。

本株式移転計画に基づき、三重銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、第三銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式0.7株を、それぞれ割当交付いたします。また、第三銀行のA種優先株式1株に対して、当社の第一種優先株式0.7株を割当交付いたします。本株式移転計画に定めるところにより、平成29年12月15日に開催された三重銀行の臨時株主総会及び同日に開催された第三銀行の臨時株主総会及び種類株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が行われております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「（2）株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

（2）省略

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

（訂正前）

(1) 組織再編成対象会社の株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

三重銀行

三重銀行の普通株式の株主が、その有する三重銀行の普通株式につき、三重銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年12月15日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を三重銀行に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、三重銀行が、上記臨時株主総会の決議の日（平成29年12月15日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三銀行

第三銀行の普通株式の株主が、その有する第三銀行の普通株式につき、第三銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年12月15日開催予定の臨時株主総会及び第三銀行の普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を第三銀行に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、第三銀行が、上記臨時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成29年12月15日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三銀行のA種優先株式の株主が、その有する第三銀行のA種優先株式につき、第三銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年12月15日開催予定の第三銀行のA種優先株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を第三銀行に対し通知し、かつ、上記種類株主総会において本株式移転に反対し、第三銀行が、上記種類株主総会の決議の日（平成29年12月15日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係るA種優先株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

三重銀行

三重銀行の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、平成29年12月15日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、三重銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、三重銀行に提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、三重銀行に平成29年12月14日午後5時までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使ウェブサイト（<http://www.e-sokai.jp>）にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内に従って平成29年12月14日午後5時までに各議案に対する賛否を入力することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネットによって、複数回、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、三重銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、三重銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

第三銀行

第三銀行の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、平成29年12月15日開催予定の臨時株主総会及び第三銀行の普通株式の株主による種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、第三銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会又は種類株主総会に関する代理権を証明する書面を、第三銀行に提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、第三銀行に平成29年12月14日午後5時40分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内に従って平成29年12月14日午後5時40分までに各議案に対する賛否を入力することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネットによって、複数回、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、上記臨時株主総会及び種類株主総会ともに、法定の通知期限までに、第三銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、第三銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

第三銀行のA種優先株式の株主による議決権の行使の方法としては、法令及び定款のほか、当該種類株主総会の招集の決定において定めるところによることとなります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、基準時における両行の最終の株主名簿に記載又は記録された両行の普通株式の株主に割り当てられます。両行の普通株式の株主は、自己の三重銀行又は第三銀行の普通株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることになります。

本株式移転によって発行される当社の第一種優先株式は、基準時における第三銀行の最終の株主名簿に記載又は記録された第三銀行のA種優先株式の株主に割り当てられます。第三銀行のA種優先株式に係る株主についての株主名簿記載事項が、当社の第一種優先株式に係る株主名簿に記載又は記録されることとなります。

(2) 省略

（訂正後）

(1) 組織再編成対象会社の株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

三重銀行

三重銀行の普通株式の株主が、その有する三重銀行の普通株式につき、三重銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年12月15日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を三重銀行に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、三重銀行が、上記臨時株主総会の決議の日（平成29年12月15日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三銀行

第三銀行の普通株式の株主が、その有する第三銀行の普通株式につき、第三銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年12月15日に開催された臨時株主総会及び第三銀行の普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を第三銀行に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、第三銀行が、上記臨時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成29年12月15日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三銀行のA種優先株式の株主が、その有する第三銀行のA種優先株式につき、第三銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年12月15日に開催された第三銀行のA種優先株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を第三銀行に対し通知し、かつ、上記種類株主総会において本株式移転に反対し、第三銀行が、上記種類株主総会の決議の日（平成29年12月15日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係るA種優先株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

三重銀行

三重銀行の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、平成29年12月15日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、三重銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、三重銀行に提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、三重銀行に平成29年12月14日午後5時までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使ウェブサイト（<http://www.e-sokai.jp>）にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内に従って平成29年12月14日午後5時までに各議案に対する賛否を入力することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネットによって、複数回、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、三重銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、三重銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

第三銀行

第三銀行の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、平成29年12月15日に開催された臨時株主総会及び第三銀行の普通株式の株主による種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、第三銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会又は種類株主総会に関する代理権を証明する書面を、第三銀行に提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、第三銀行に平成29年12月14日午後5時40分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内に従って平成29年12月14日午後5時40分までに各議案に対する賛否を入力することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネットによって、複数回、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、上記臨時株主総会及び種類株主総会ともに、法定の通知期限までに、第三銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、第三銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

第三銀行のA種優先株式の株主による議決権の行使の方法としては、法令及び定款のほか、当該種類株主総会の招集の決定において定めるところによることとなります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、基準時における両行の最終の株主名簿に記載又は記録された両行の普通株式の株主に割り当てられます。両行の普通株式の株主は、自己の三重銀行又は第三銀行の普通株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることとなります。

本株式移転によって発行される当社の第一種優先株式は、基準時における第三銀行の最終の株主名簿に記載又は記録された第三銀行のA種優先株式の株主に割り当てられます。第三銀行のA種優先株式に係る株主についての株主名簿記載事項が、当社の第一種優先株式に係る株主名簿に記載又は記録されることとなります。

(2) 省略

7【組織再編成に関する手続】

（訂正前）

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、三重銀行においては第三銀行の、第三銀行においては三重銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容、第三銀行においては、会社法第810条の規定により株式移転について異議を述べる事ができる債権者がある場合の本株式移転効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項を記載した書面を、両行の本店に平成29年11月30日よりそれぞれ備え置く予定であります。その他に、三重銀行又は第三銀行の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記書面の備置の開始日以降、本株式移転効力発生日までの間に上記書面の記載事項に変更が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

の書類は、平成29年9月15日開催の両行の取締役会において承認された本株式移転計画であります。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。の書類は、第三銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権者の有する新株予約権に代えて交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法が相当であることを説明した書類であります。の書類は、三重銀行又は第三銀行の平成29年3月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、本株式移転において、第三銀行が発行している新株予約権付社債に係る社債債務を当社が承継することに伴い、当社が当該承継する社債債務について、本株式移転の効力発生日以後に履行する見込みがあることを説明した書面であります。の書類は、三重銀行又は第三銀行の平成29年3月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記、及びの書面の備置開始後、本株式移転効力発生日までの間に同書面の記載事項に変更が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象又は変更内容を記載した書面であります。

これらの書類は、両行のそれぞれの本店で閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成29年9月15日（金）	本経営統合契約書及び本株式移転計画書に係る取締役会決議日（両行） 本経営統合契約書の締結及び本株式移転計画書の作成（両行）
平成29年9月15日（金）	臨時株主総会に係る基準日の公告日（三重銀行） 臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会に係る基準日の公告日（第三銀行）
平成29年9月30日（土）	臨時株主総会に係る基準日（三重銀行） 臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会に係る基準日（第三銀行）
平成29年12月15日（金）	株式移転計画承認に係る臨時株主総会（三重銀行） 株式移転計画承認に係る臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会（第三銀行）
平成30年3月27日（火）（予定）	株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の東京証券取引所上場廃止日（第三銀行）
平成30年3月28日（水）（予定）	普通株式の東京証券取引所及び名古屋証券取引所上場廃止日（両行）
平成30年4月2日（月）（予定）	当社設立登記日（効力発生日）並びに当社株式及び当社の株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）上場日

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両行で協議のうえ、合意により日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
三重銀行

三重銀行の普通株式の株主が、その有する三重銀行の普通株式につき、三重銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年12月15日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を三重銀行に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、三重銀行が、上記臨時株主総会の決議の日（平成29年12月15日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三銀行

第三銀行の普通株式の株主が、その有する第三銀行の普通株式につき、第三銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年12月15日開催予定の臨時株主総会及び第三銀行の普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を第三銀行に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、第三銀行が、上記臨時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成29年12月15日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三銀行のA種優先株式の株主が、その有する第三銀行のA種優先株式につき、第三銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年12月15日開催予定の第三銀行のA種優先株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を第三銀行に対し通知し、かつ、上記種類株主総会において本株式移転に反対し、第三銀行が、上記種類株主総会の決議の日（平成29年12月15日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係るA種優先株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが、当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限ります。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

（訂正後）

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、三重銀行においては第三銀行の、第三銀行においては三重銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容、第三銀行においては、会社法第810条の規定により株式移転について異議を述べることができる債権者がある場合の本株式移転効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項を記載した書面を、両行の本店に平成29年11月30日よりそれぞれ備え置いております。その他に、三重銀行又は第三銀行の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記書面の備置の開始日以降、本株式移転効力発生日までの間に上記書面の記載事項に変更が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

の書類は、平成29年9月15日開催の両行の取締役会において承認された本株式移転計画であります。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。の書類は、第三銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権者の有する新株予約権に代えて交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法が相当であることを説明した書類であります。の書類は、三重銀行又は第三銀行の平成29年3月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、本株式移転において、第三銀行が発行している新株予約権付社債に係る社債債務を当社が承継することに伴い、当社が当該承継する社債債務について、本株式移転の効力発生日以後に履行する見込みがあることを説明した書面であります。の書類は、三重銀行又は第三銀行の平成29年3月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記、及びの書面の備置開始後、本株式移転効力発生日までの間に同書面の記載事項に変更が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象又は変更内容を記載した書面であります。

これらの書類は、両行のそれぞれの本店で閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成29年9月15日（金）	本経営統合契約書及び本株式移転計画書に係る取締役会議決日（両行） 本経営統合契約書の締結及び本株式移転計画書の作成（両行）
平成29年9月15日（金）	臨時株主総会に係る基準日の公告日（三重銀行） 臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会に係る基準日の公告日（第三銀行）
平成29年9月30日（土）	臨時株主総会に係る基準日（三重銀行） 臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会に係る基準日（第三銀行）
平成29年12月15日（金）	株式移転計画承認に係る臨時株主総会（三重銀行） 株式移転計画承認に係る臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会（第三銀行）
平成30年3月27日（火）（予定）	株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の東京証券取引所上場廃止日（第三銀行）
平成30年3月28日（水）（予定）	普通株式の東京証券取引所及び名古屋証券取引所上場廃止日（両行）
平成30年4月2日（月）（予定）	当社設立登記日（効力発生日）並びに当社株式及び当社の株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）上場日

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両行で協議のうえ、合意により日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
三重銀行

三重銀行の普通株式の株主が、その有する三重銀行の普通株式につき、三重銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年12月15日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を三重銀行に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、三重銀行が、上記臨時株主総会の決議の日（平成29年12月15日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三銀行

第三銀行の普通株式の株主が、その有する第三銀行の普通株式につき、第三銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年12月15日に開催された臨時株主総会及び第三銀行の普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を第三銀行に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、第三銀行が、上記臨時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成29年12月15日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三銀行のA種優先株式の株主が、その有する第三銀行のA種優先株式につき、第三銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年12月15日に開催された第三銀行のA種優先株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を第三銀行に対し通知し、かつ、上記種類株主総会において本株式移転に反対し、第三銀行が、上記種類株主総会の決議の日（平成29年12月15日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係るA種優先株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが、当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限ります。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

（訂正前）

- 平成29年9月15日 両行は、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両行取締役会において本株式移転に係る株式移転計画書の作成及び経営統合契約書の締結を決議いたしました。
- 平成29年12月15日 三重銀行は、その臨時株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 平成29年12月15日 第三銀行は、その臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 平成30年4月2日 両行が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する予定であります。

なお、完全子会社となる両行の沿革につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）をご参照ください。

（訂正後）

- 平成29年9月15日 両行は、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両行取締役会において本株式移転に係る株式移転計画書の作成及び経営統合契約書の締結を決議いたしました。
- 平成29年12月15日 三重銀行は、その臨時株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議いたしました。
- 平成29年12月15日 第三銀行は、その臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議いたしました。
- 平成30年4月2日 両行が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する予定であります。

なお、完全子会社となる両行の沿革につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）をご参照ください。

第六部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

（訂正前）

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

三重銀行

事業年度 第205期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
平成29年6月23日関東財務局長に提出

第三銀行

事業年度 第108期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
平成29年6月26日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

三重銀行

事業年度 第206期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）
平成29年7月28日関東財務局長に提出
事業年度 第206期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）
平成29年11月10日関東財務局長に提出

第三銀行

事業年度 第109期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）
平成29年8月10日関東財務局長に提出
事業年度 第109期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）
平成29年11月22日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

三重銀行

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成29年11月29日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成29年6月28日関東財務局長に提出

第三銀行

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成29年11月29日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成29年6月27日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 省略

（訂正後）

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

三重銀行

事業年度 第205期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
平成29年6月23日関東財務局長に提出

第三銀行

事業年度 第108期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
平成29年6月26日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

三重銀行

事業年度 第206期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）
平成29年7月28日関東財務局長に提出
事業年度 第206期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）
平成29年11月10日関東財務局長に提出

第三銀行

事業年度 第109期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）
平成29年8月10日関東財務局長に提出
事業年度 第109期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）
平成29年11月22日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

三重銀行

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年12月20日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成29年6月28日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成29年12月20日に関東財務局長に提出

第三銀行

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年12月20日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成29年6月27日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成29年12月20日に関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 省略